

「ミネラルウォーターに関する税」検討会設置要綱

（設置）

第1条 「ミネラルウォーターに関する税」について幅広く検討するため、「ミネラルウォーターに関する税」検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 検討会は、次の各号に定める事項について研究及び検討を行う。

- （1） 「ミネラルウォーターに関する税」に係る法的な課題
- （2） その他「ミネラルウォーターに関する税」に関し必要な事項

（組織）

第3条 検討会は、委員11人以内をもって組織し、知事が委嘱する。

（会長）

第4条 検討会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、検討会を代表し、検討会の事務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 検討会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 検討会の庶務は、総務部税務課において行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月13日から施行する。